

令和6年度「青森市文化会館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市文化会館については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和7年1月15日

施設名	青森市文化会館
設置目的	市民の文化活動及び集会等の用に供し、もって芸術文化の振興及び市民福祉の増進に資することを目的とする。
所在地	青森市堤町1丁目4番1号
指定管理者	【名 称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住 所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	業務員の配置については施設の受付、貸出業務等の窓口業務と施設の管理運営業務、文化振興事業に係る業務に分けられるが、繁忙期にはそれぞれ補充するなど、効率的な人員配置を行っている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき接遇研修、会計研修などを実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じるとともに、市へ報告している。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施するなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても施設掲示により省資源への理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込を受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に閲覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	青森市文化団体協議会など、各種文化団体と連携してさまざまな文化事業を開催している。	○	
	利用率向上に努めているか。	2か月先までの催事予定と1年先までの施設予約状況をホームページで公開するとともに、催事予定は館内サイネージに表示するなど、利用者の増加に取り組んでいる。また、予約の入っていない時期には自主事業を開催し、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の要望、意見の把握と反映に努めている。
- 一部利用料金制となったが、窓口で現金払を可能とする等、利用者の利便性を確保する取組が行われている。
- 利用状況については、前年に引き続き利用者数が増加している。
- 事業状況については、事業者都合により中止となった事業があるものの、おおむね計画通りに実施されている。
- 指定管理者ではネーミングライツスポンサーが提供したサイネージを導入し、施設利用情報の随時更新や、催事情報の動画や静止画による提供等を行っている。また施設利用者へWi-Fi機器を貸し出しするなど施設利用者の利便性向上に取り組んでいることから、今後も新たな取組に挑戦してほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メール】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp